

令和6年度研修基本計画

I 基本方針

森林技術総合研修所における研修の実施に当たっては、森林・林業基本計画に基づく森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に関する施策並びに国有林野の管理及び経営に関する施策等を推進するために必要な知識及び技術を備えた人材の育成に取り組むこととし、次の事項を重点にした研修を効果的・効率的に行うものとする。

- 1 森林の有する多面的機能の発揮の推進に必要な知識及び技術の習得
- 2 林業の持続的かつ健全な発展の推進に必要な知識及び技術の習得
- 3 林産物の供給及び利用の確保の推進に必要な知識及び技術の習得
- 4 森林経営管理制度など市町村林務行政の円滑な運営の推進に必要な知識及び技術の習得
- 5 森林・林業行政に携わる者等として必要な知識及び技術の習得
- 6 国有林野事業職員の能力向上に資する知識及び技術の習得
- 7 その他

II 研修計画

- 1 森林の有する多面的機能の発揮の推進に必要な知識及び技術の習得

ア 森林計画（計画策定）

森林の適正な利用及び整備に向けた森林計画制度の適切な運用を図るために、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（業務担当経験年数がおおむね3年以下の者）等を対象に、民有林の森林計画制度に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、森林計画に関する実務ができる者の育成に資する。

イ 森林計画（森林調査・森林情報管理）

森林の適正な利用及び整備に向けた森林計画制度の適切な運用を図るために、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（業務担当経験年数がおおむね2年以上の者）等を対象に、森林情報の管理・活用に関する最新の動向、地上レーザ、無人航空機（UAV）等を活用した調査手法等に関する知識及び技術を習得させ、実効性の高い森林計画を策定できる者の育成に資する。

ウ 森林計画（情報処理）

森林の適正な利用及び整備に向けた森林計画制度の適切な運用を図るために、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（業務担当経験年数がおおむね2年以上の者）等を対象に、地理情報システム（G I S）に関する基礎的な知識及び森林情報の解析技術を習得させ、森林計画に関する実務を高度に処理できる技術者の育成に資する。

エ 森林立地・施業技術

森林の多面的機能の発揮を重視し、目標林型に応じた森林の管理経営を行うため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（業務担当経験年数がおおむね2年以上の者）、森林総合監理士等を対象に、森林土壤や多様な森林施業等に関する知識及び技術を習得させ、立地環境に適した森林づくりや森林施業技術を的確に指導できる技術者の育成に資する。

オ 生物多様性保全

地域の自然的・社会的状況に応じた実効性のある生物多様性保全を図るために、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等を対象に、生物多様性保全の知識及び生物多様性保全に配慮した森林施業を実行する際の留意点等を習得させ、生物多様性保全について的確に指導できる者の育成に資する。

カ 山村振興・地方創生推進

山村振興及び地方創生の推進を図るため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等を対象に、地域資源を活用した都市住民や企業との連携の在り方、山村振興に向けた活動促進策、森林と人との共生に係る多様な活動に関するコーディネート能力の向上等に関する知識を習得させ、地域活性化の方策を企画・立案できる者の育成に資する。

キ 特用林産

山村地域の重要な収入源、就業機会の確保等に資する特用林産の振興に資するため、地方公共団体職員等を対象に、生産技術や特用林産物を活用した地域振興など特用林産物の生産・流通、食の安全確保等に関する知識及び技術を習得させ、地域における特用林産の普及指導ができる者の育成に資する。

ク 森林整備

森林整備事業等の効果的な推進を図るため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（初任者レベルの者）等を対象に、林業イノベーションの推進等による新たな取組、継続的に利用できる路網整備等についての知識及び技術を習得させ、森林整備事業等の適切な運用や林業事業体等に対する適切な指導

ができる技術者の育成に資する。

ケ 林道技術者育成（講義）

林道事業の調査・設計、設計・積算等を担う技術者の技術力向上を図るため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修（治山・林道）を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・土木担当者）等を対象に、設計監理、設計・積算、施工管理、災害復旧、事業評価制度等の知識及び技術を習得させ、林道業務の実務ができる技術者の育成に資する。

コ 林道技術者育成（実習）

林道事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を図るため、令和6年度林道技術者育成（講義）研修修了予定（見込み）者等を対象に、現地実習等を通じて機器の取扱い、林道の路線選定・設計の知識及び技術を習得させ、林道業務の実務ができる技術者の育成に資する。

サ 林道路網計画

林業の成長産業化に向け、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（初任者レベルの者を除く。）、森林総合監理士等を対象に、林道路網の計画、計画作成の技術的課題及び路網計画に関する現地検討等を通じて、森林施業地から木材市場までを視野に入れた林道計画の構想及びそれぞれの役割に応じた林道の線形等の設計について指導ができる技術者の育成に資する。

シ 林道施設メンテナンス

林道施設の点検・診断を担当する技術者の技術力向上を図るため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等を対象に、現地実習等を通じた損傷程度の評価、対策区分の判定、健全性の評価等の知識及び技術を習得させ、施設点検の実務の指導ができる技術者の育成に資する。

ス 森林作業道作設指導者・監督者

森林作業道の適切な作設に資するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等を対象に、路体・路面の盛土の施工・締固め方法、排水方法など基礎的な技術を習得させ、森林作業道作設工事において的確な技術指導・管理監督ができる者の育成に資する。

セ 治山（基礎）

治山事業を担う技術者の技術力向上を図るため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修（治

山・林道）を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・林道担当者）等を対象に、治山事業の概要や近年の山地災害の特徴、治山施設の見学等を通じて治山事業の現状等に関する知識を得るとともに、治山業務実施に当たって重要な対象地域の荒廃状況を把握する手段の一つである地形判読について、その一般的な知識と基本技術を習得させ、治山業務の実務を遂行できる技術者の育成に資する。

ソ 治山（設計）

治山事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を図るため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（業務経験年数がおおむね2年以上5年以下の者で、治山（基礎）研修を修了した者、又は治山（基礎）研修修了者と同等の知識を有する者）等を対象に、調査・測量・設計の現地研修等を通じ、自ら設計もできる技術者の育成に資する。

タ 治山（地すべり）

円滑な地すべり防止事業の推進のため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（業務担当経験年数がおおむね3年以上の者）等を対象に、地すべり防止事業の調査、計画、設計、施工等に関する知識及び技術を習得させ、地すべり防止業務の実務を遂行できる者の育成に資する。

チ 保安林及び林地開発許可

保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図るため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（初任者レベルの者）等を対象に、両制度に係る基本的な知識及び技術を習得・向上させ、保安林の指定・解除、林地開発許可等の業務を適切に実施できる者の育成に資する。

ツ 盛土規制法の実務

地方自治体による盛土規制法の円滑・適正な運用を図るため、地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員を対象に、制度の概要のほか、基礎調査や区域指定、許可・検査、違反是正等に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、盛土規制法に関する実務を的確に遂行できる者の育成に資する。

テ 森林保護管理（病虫害）

松くい虫被害やナラ枯れ被害等に対する森林保護施策推進のため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等を対象に、被害のメカニズムや被害対策等の知識及び技術を習得させ、的確で効果的な防除施策を実施できる技術者の育成に資する。

ト 森林保護管理（獣害）

シカやクマ等による森林被害を軽減させ、森林・林業の再生に向けた森林整備を着実に実行していくため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等を対象に、被害状況、加害動物の生態、安全な鳥獣被害対策の実施、保護管理等についての知識及び技術を習得させ、戦略的な被害対策を企画できる技術者の育成に資する。

2 林業の持続的かつ健全な発展の推進に必要な知識及び技術の習得

ア 森林総合監理士育成（講義）

地域の森林の整備・保全及び林業の成長産業化を推進するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、林業事業体職員等を対象に、森林・林業に関する広範囲な知識及び技術を習得させ、市町村森林整備計画の作成や実行監理等を適切に実施できる森林総合監理士の育成に資する。

イ 森林総合監理士育成（実習）

地域の森林の整備・保全及び林業の成長産業化を推進するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、林業事業体職員等を対象に、森林の有する多面的機能の持続的発揮と生態系に即した多様な森づくりを基本とした、目標林型及び施業方法の選択に関する知識及びコミュニケーション能力を現地における実践的手法で習得させ、市町村森林整備計画の作成や実行監理等を適切に実施できる森林総合監理士の育成に資する。

ウ 林業金融実務・税制

林業経営者等が行う経営の安定化・拡大・改善等の取組を支援し、意欲と能力のある林業者等を育成・確保することで、林業成長産業化を図るため、地方公共団体職員を対象に、林業の金融制度及び税制に係る専門的な知識を習得させ、林業金融・税制の業務全般を適切に行える者の育成に資する。

エ 森林組合指導担当基礎

森林組合を適切に指導するため、都道府県の森林組合指導担当職員等を対象に、森林組合の現状と課題、森林組合の経営状況の見方、コンプライアンス等に関する森林組合指導に当たっての幅広い知識及び実践的な能力を習得させ、森林組合指導の実務を的確に遂行できる者の育成に資する。

オ 森林作業システム

林業の生産性の向上を図るため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等を対象に、効率的な線形で作設された路網を活用した低コ

ストで高効率な作業システムに関する知識及び技術を習得させ、安全性と生産性を向上する森林作業システムを実践・指導できる者の育成に資する。

カ チェーンソー伐木造材（基礎）

安全な伐木等作業を推進するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等を対象に、チェーンソーの取扱方法や安全対策、健康障害防止対策といった伐木等作業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者の育成に資する。

キ チェーンソー伐木造材（スキルアップ）

安全な伐木等作業を推進するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等（「伐木等の業務に係る安全衛生特別教育（労働安全衛生規則第36条第8号）」修了者）を対象に、危険木の伐倒や災害事例研究といった伐木等作業に関する高度な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者の育成に資する。

ク チェーンソー伐木造材（安全指導）

安全な伐木等作業を推進するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等（「伐木等の業務に係る安全衛生特別教育（労働安全衛生規則第36条第8号）」修了者）を対象に、伐木等作業に関する安全対策に必要となる知識及び技術のさらなる向上を図り、加えてリスクアセスメントを実践する能力を養成することにより、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者の育成に資する。

ケ 高性能林業機械（女性担当者）

高性能林業機械作業における女性の活躍を推進するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等のうち女性職員を対象に、高性能林業機械の基本操作等を通して、高性能林業機械の特性や安全な操作方法及び作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者の育成に資する。

コ 高性能林業機械（基礎）

安全な高性能林業機械作業を推進するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等を対象に、高性能林業機械の基本操作等を通して、高性能林業機械の特性や安全な操作方法及び作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者の育成に資する。

サ 高性能林業機械（林業大学校等指導者）

安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、林業大学校・林業高校の教職員等（「車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生特別教育（労働安全衛生規則第36条第6号の2、第6号の3及び第7号の2）」修了者）を対象に、高性能林業機械の基本操作、研修生相互の指導、ディスカッション等を通して、高性能林業機械の特性、安全かつ効率的な操作方法、作業システム等に関する幅広い知識及び技術を習得させ、林業大学校・林業高校等において的確な普及指導ができる者の育成に資する。

シ 高性能林業機械（安全指導）

安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等を対象に、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき特別教育を必要とする高性能林業機械（車両系木材伐出機械等）に関する知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者の育成に資する。

ス 高性能林業機械（生産性）

安全かつ効率的な高性能林業機械作業システムの定着を図るため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等を対象に、高性能林業機械を用いた集材作業等の実践、データ収集及び生産性算出を通して、作業システムの選択に必要となる知識を習得させ、各々の地域、現場において生産性向上に向けた普及指導ができる者の育成に資する。

セ 森林作業道（基礎）

土砂流出や林地崩壊の防止及び継続的な利用を考慮した森林作業道の整備を推進するため、地方公共団体職員等（「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（労働安全衛生法施行令第20条第12号）」修了者を除く。）を対象に、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を実施し、森林作業道作設に必要となる基礎的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者の育成に資する。

ソ 森林作業道（調査設計）

土砂流出や林地崩壊の防止及び継続的な利用を考慮した森林作業道の整備を推進するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等を対象に、図上設計及び現地踏査による検討を通して、安全かつ効果的な路線計画に必要となる知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者の育成に資する。

タ 森林作業道（作設指導）

土砂流出や林地崩壊の防止及び継続的な利用を考慮した森林作業道の整備を推進するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員等を対象に、地形・地質等に応じた森林作業道作設及びその指導に必要となる実践的な知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者の育成に資する。

チ 集材架線

安全な林業架線作業を推進するため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員、森林総合監理士等を対象に、安全な架設・撤去、集材機の運転操作、架線設計等に必要となる知識及び技術を習得させ、各々の地域、現場において的確な普及指導ができる者の育成に資する。

ツ 林業機械体験

将来の森林・林業分野を担う人材の育成に資するため、森林・林業分野の技術者となることが見込まれる関係団体の構成員（学生）等を対象に、森林・林業施策の動向等の知識を付与するとともに、高性能林業機械等の操作体験を通して、森林施業と林業機械に対する理解の醸成を図る。

3 林産物の供給及び利用の確保の推進に必要な知識及び技術の習得

ア 木材産業・木材利用（基礎・木質バイオマス利用）

木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（初任者レベルの者）等を対象に、木材の加工・流通、木造建築等に関する基礎知識及び木質バイオマスの多様な利用に関する知識を習得させ、地域の木材産業に係る課題等に対応するとともに地域の木材利用を推進できる者の育成に資する。

イ 木材産業・木材利用（実践・輸出戦略）

木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、地方公共団体職員、森林管理局・署等職員（初任者レベルの者を除く。）、森林総合監理士等を対象に、木材の加工・流通、木造公共建築物及び木材輸出等に関する最新の動向、知識及び技術を習得させ、地域の木材産業等に係る課題を解決できる者の育成に資する。

ウ 木材産業・木材利用（先進事例学習）

木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、地方公共団体職員、森林

管理局・署等職員、森林総合監理士等を対象に、C L T（直交集成板）、バイオマス発電等について、全国先進事例に関する講義や現地見学を通じて知見を習得させ、地域の木材産業等に係る課題を解決できる者の育成に資する。

エ 公共建築物等木材利用促進

公共建築物等の木材利用促進を図るため、地方公共団体職員で公共建築物の構造設計及び発注等に関わる者、民間の設計関係者を対象に、中大規模木造建築物の設計に当たっての制度、木材や木質建材の特性等についての知識及び木造建築の構造設計についての基礎的な技術を習得させ、中大規模木造建築物の構造設計及び発注等ができる者の育成に資する。

4 森林経営管理制度など市町村林務行政の円滑な運営の推進に必要な知識及び技術の習得

ア 市町村林務担当者

地域の森林・林業の中心的役割を担う市町村において、森林・林業の専門技術に精通した職員が少ないことから、市町村林務担当職員（初任者レベルの者）を対象に、森林・林業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、林務担当業務を円滑に遂行できる職員の育成に資する。

イ 地域林政アドバイザー

市町村の森林・林業行政の体制支援を図るため、地域における市町村林務行政のアドバイザーとなり得る者を対象に、市町村に係る最新事情を含む森林・林業施策全般に関する知識及び技術を習得させ、施策の企画立案や関係者への指導・助言ができる者の育成に資する。

ウ 森林経営管理制度の実務

森林経営管理制度に関する事務を円滑に進めるため、市町村林務担当職員等を対象に、意向調査の実施、經營管理権集積計画の作成、市町村森林經營管理事業の実施、經營管理実施権を設定する民間事業者の選定、經營管理実施権配分計画の作成等、多岐にわたる事務を遂行する上で必要な知識及び技術を習得させ、森林経営管理制度を適切かつ円滑に運用できる者の育成に資する。

5 森林・林業行政に携わる者等として必要な知識及び技術の習得

ア 総合職新採用

職場適応能力を付与するため、令和6年度国家公務員総合職採用職員を対象に、林野庁職員としての在り方、森林・林業政策に関する基礎知識等を習得

させる。

イ 一般職（大卒程度）新採用

職場適応能力を付与するため、令和6年度国家公務員一般職（大卒程度）採用職員を対象に、林野庁職員としての在り方、森林・林業行政に関する基礎知識等を習得させる。

ウ 一般職（高卒者）新採用

職場適応能力を付与するため、令和6年度国家公務員一般職（高卒者）採用職員を対象に、林野庁職員としての在り方、森林・林業行政に関する基礎知識等を習得させる。

エ 研修企画運営実務（先進事例学習）

人材育成の重要性が高まる中、各施策を現場のニーズに応じて実行し得る技術力を持った人材を各地域において育成していくため、地方公共団体職員、林野庁・森林管理局・署等の研修実務・人材育成の担当者、林業大学校・林業高校の教職員等を対象に、林業大学校における教育企画運営など、人材育成の全国先進事例を学習することで実践的な知識及び技術を習得させ、人材育成の実務を遂行できる者の育成に資する。

オ スマート林業普及教職員等育成

林業の成長産業化に向けて、ＩＣＴ等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産等を可能とする「スマート林業」を推進するため、林業高校・林業大学校の教職員、林業技術研修教育機関の職員等を対象に、実用化や実装化に至ったＩＣＴ等を活用した先進的技術に関する知識を習得させ、次代の担い手となる高校生や大学校生に教育等を行える教職員等の育成に資する。

6 国有林野事業職員の能力向上に資する知識及び技術の習得

ア 署長

森林管理署長の職（これと同等と認められる職を含む。）に初めて任用された職員を対象に、管理監督者としての責務について認識させるとともに、国有林野の管理経営の基本理念及び対外的危機管理等に必要な実践的能力を習得させ、国有林野の管理経営の適切な遂行に必要な管理指導能力、判断力を持った者の育成に資する。

イ 新任管理者

森林管理署等の新任の総括事務管理官、その他森林管理局が推薦する管理職員を対象に、管理者としての責務について認識させるとともに、適切な部下のマネジメントや指導に必要な知識を習得させ、管理指導能力をもった者の育成に資する。

ウ 行政能力向上（前期）

林野庁及び森林管理局・署等職員（森林官等の役付となるまでの期間において、林野庁本庁や現配置局と異なる局等での勤務を経験するよう計画的に人事配置された者）を対象に、森林・林業施策に関する企画力やコミュニケーション・プレゼンテーション技術、民有林施策等の基礎的な知識及び技術を習得させ、地域の森林・林業行政に貢献できる者の育成に資する。

エ 行政能力向上（後期）

林野庁及び森林管理局・署等職員（森林官等の役付となるまでの期間において、林野庁本庁や現配置局と異なる局等での勤務を経験するよう計画的に人事配置された4年度目の者等）を対象に、森林・林業行政に係る最新の知識及び技術を習得させ、行政能力向上（前期）研修以降の業務成果等をまとめ・発表させることにより、地域の森林・林業行政に貢献できる者の育成に資する。

オ 発注者綱紀保持

発注者綱紀保持の一層の定着を図るとともに、発注事務の公正、透明かつ適切な実施に関する理解を深めるため、森林管理局・署等の契約発注担当職員等を対象に、綱紀保持に関する基礎・応用知識、発注関係法令、入札制度等に関する知識を習得させ、指導できる者の育成に資する。

カ 健康安全管理

職員の健康・安全管理に関する指導能力の向上を図るため、森林管理局安全衛生係長、森林管理局・署等の健康・安全衛生管理担当者、健康及び安全管理に関する実務的指導の担当職員等を対象に、健康管理体制の強化、職場における健康管理等の指導に必要な幅広い情報・知識及び指導手法等を習得させ、現場で指導できる者の育成に資する。

キ 民国連携推進

民・国連携して森林の流域管理を適切に推進するため、森林管理署等職員を対象に、民有林施策及び流域の特性を踏まえた民・国連携による森林整備の方策やその施業方法、木材供給の低コスト化や新たな需給拡大、合意形成等に必要な知識及び技術を習得させ、流域が一体となった具体的な活動や民有林行政の支援を行える者の育成に資する。

ク 木材安定供給（生産・販売）

国有林材を川下へ安定的に供給するため、森林管理局・署等の収穫・生産・販売担当職員等を対象に、木材産業の現状と課題、木材の加工・流通に関する知識を習得させるとともに、低コストかつ効率的な素材生産を推進するための作業システム、森林作業道の選定等や請負現場での管理監督上の留意点等の実務的な知識及び技術を習得させ、市場の需要動向に即応した素材生産、販売を実行できる技術者の育成に資する。

ケ 情報処理（森林情報の取得・利活用）

事務・業務の効率的な実施を推進するため、森林管理局・署等職員を対象に、無人航空機（UAV）による森林情報取得の方法、無人航空機（UAV）や航空レーザ等で取得したデータの解析方法など無人航空機（UAV）・森林GISに係る高度な活用・運用管理についての知識及び技術を習得させ、森林情報を効果的に利活用できる技術者の育成に資する。

コ 国有林野管理等の実務

国有林野の管理・処分、貸付・使用の円滑化と評価事務の適正な遂行を図るため、森林管理局鑑定官、森林管理署の財産管理、計画処分及び貸付担当職員等を対象に、国有林野の活用等に関する専門的な知識を習得させ、国有林野の管理業務全般を行える者の育成に資する。

サ 森林土木（ICT活用）

災害が激甚化・広域化する中、治山・林道事業の実務を担う技術者の技術力の向上を図るため、森林管理局・署等職員（治山（基礎）研修又は林道技術者育成研修を修了した者、あるいは治山（基礎）研修又は林道技術者育成研修修了者と同等の知識を有する者）等を対象に、航空レーザ計測、合成開口レーダ、無人航空機（UAV）等を用いた計画策定の演習を通じ、治山・林道事業の計画をなお一層効率的に策定することができる技術者の育成に資する。

シ 通信研修（国有林野管理等）

森林管理局・署等職員を対象に、国有林野管理等に関する基礎的な知識等を習得させ、国有林野管理等業務を適切に遂行できる者の育成に資する。

ス 通信研修（治山・林道）

森林管理局・署等職員を対象に、治山・林道に関する基礎的な知識等を習得させ、治山・林道（林業専用道を含む。）関係業務を適切に遂行できる者の育成に資する。

7 その他

- ア 研修の企画、実施等に当たっては、予算執行管理や関係職員間の情報共有等を適切に行うとともに、情勢の変化や実施体制の変更等を勘案しつつ対応するものとする。
- イ 「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）を踏まえ、1エ森林立地・施業技術、1オ生物多様性保全、3ウ木材産業・木材利用（先進事例学習）、5エ研修企画運営実務（先進事例学習）に係る現地実習等については地方で開催することとする。
- ウ 各都道府県における林業大学校や森林・林業関係の高等学校の教育・研修内容の充実に向けて、これらの教職員について積極的に各研修コースへの受け入れを図るとともに、個別の要望に応じて、カリキュラム改善に必要な情報提供や講師派遣等の支援に努めることとする。
- エ 海外からの研修生を対象として実施される技術者等の育成に資する海外技術研修に対して、独立行政法人国際協力機構（JICA）等に協力し、様々な技術研修等の実施を通じて有している知見に基づき、必要な助言等を行うこととする。